

No.	種 別	内 容
1	基準項目	教育内容・方法
	指摘事項	(4) 学位授与・課程修了の認定 1) 博士後期課程の学位審査や、博士学位の取得要件が明文化されていないので改善が望まれる。
	評価当時の状況	福岡工業大学大学院学則第 40 条第 1 項には、「修士課程修了の認定は、大学院に 2 年以上在学し、第 33 条第 1 項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者について、学位論文の審査および最終試験によって行う。」、第 2 項には、「前項に拘らず、特に優秀であり顕著な業績をあげた学生については、1 年以上の在学をもって課程修了の認定を行うことができる。」、第 3 項には、「博士後期課程の修了の認定は、3 年以上在学し、第 33 条第 5 項に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験によって行う。」、第 4 項には、「前項に拘らず、特に優れた研究業績をあげたと認めた者については、1 年（第 2 項による在学期間をもって修士課程を修了した者は 2 年）以上在学すれば足りるものとする。」、第 5 項には、「論文審査等については、別に定める。」と記されている。 他大学院と同様に本大学院修士課程においても、学業成績が極めて優秀で、かつ顕著な研究業績を挙げた学生に対して標準修業年限未満で課程修了の認定を行うことができる規定を定めているが、今日までこの規定に該当する者が出ていない。このような措置の適切性、妥当性には問題はないように思われる。「特に優秀であり顕著な業績をあげた学生」の判定に関して、具体的な選考規定を今後考えていく必要がある。
	評価後の改善状況	平成 18 年度に「学位・課程博士（工学）の審査申請基準」および「学位・論文博士（工学）の審査申請基準」を作成した。この審査申請基準により、学位審査申請に必要な研究業績が明確となったため、年々申請者数が増える傾向にある。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	別添 資料 5「学位・課程博士（工学）の審査申請基準」および 資料 6「学位・論文博士（工学）の審査申請基準」参照	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
改善状況に対する評価	1 2 3 4 5	